

インボイス勉強会

2023/06/16(金)

税理士法人エヌズ 斎藤士紀



税理士法人

エヌズ坂田支店

インボイスの影響

預かった消費税額
(課税売上げに係る消費税額)

- 支払った消費税額
(課税仕入れ等に係る消費税額)

= 消費税額

仕入税額控除

① 請求書や領収書のフォーマットが変わる

② 登録番号が無い請求書や領収書を貰っても仕入税額控除ができなくなる

だから

■ 買手(払う側)は売手(貰う側)に課税事業者(適格請求発行事業者)になってほしい

■ 売手は課税事業者(適格請求発行事業者)になるべきなのか?と考える

請求書

(株)〇〇販売 御中

××年10月分

10/1 商品A ※ 6,480 円
10/2 商品B ※ ① 3,240 円

⋮ ⋮

10/31 商品X 8,800 円

① ※ 軽減税率対象 合計 109,000 円
うち消費税額等 9,000 円

(10%対象 55,000円) うち消費税額等 5,000 円)
(8%対象 54,000円) うち消費税額等 4,000 円)

②

③

△△商事(株)

④ 登録番号 T0001234567890

インボイス制度は令和5年10月1日から開始

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は令和5年9月30日までに登録申請を行う必要がある⇒8月中がおすすめ

キーワード

- 課税事業者
- 免税事業者
- 消費税額 = 売上に係る消費税 - 仕入に係る消費税
- 仕入税額控除
- インボイス
- 登録番号

売り手と買い手の6パターン

No.	売手(貰う)	買手(払う)
1	免税事業者	課税事業者
2	免税事業者	免税事業者
3	課税事業者	免税事業者
4	課税事業者	課税事業者
5	免税事業者	消費者
6	課税事業者	消費者

ポイント

1. 消費税の課税事業者と免税事業者

- ・ 事業者は4パターン

2. 消費税のしくみ

- ・ 計算の概要
- ・ 課税事業者と免税事業者のちがい

3. インボイス制度

- ・ 請求書や領収書のフォーマット変更
- ・ 売手(請求書を作る)と買手(請求書を貰う)に分けて整理する
- ・ スケジュール

4. 枝葉論点だけど見逃せない緩和措置

- ・ 2割特例と簡易課税
- ・ 中小企業の1万円未満の仕入・経費のインボイスが不要

課税事業者と免税事業者

■ 属性の整理

- 事業者⇔一般消費者
- 法人⇔個人事業主
- 課税事業者⇔免税事業者

事業者は4パターン

■ 消費税の課税事業者と免税事業者

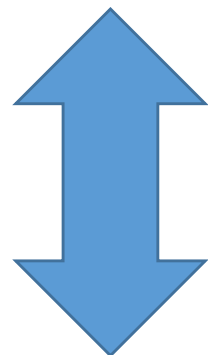
- 課税事業者: 消費税の納税と申告書を提出している
- 免税事業者: 消費税の納税と申告書を提出していない

■ 課税事業者になる要件

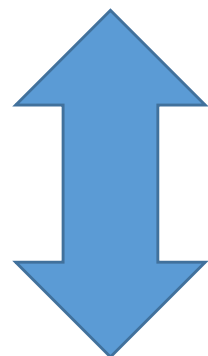
- 本当はめちゃくちゃ複雑
- そのうちの1つが、
「基準期間における課税売上高が1000万円超」

登録番号

(課税事業者はほとんど取得)



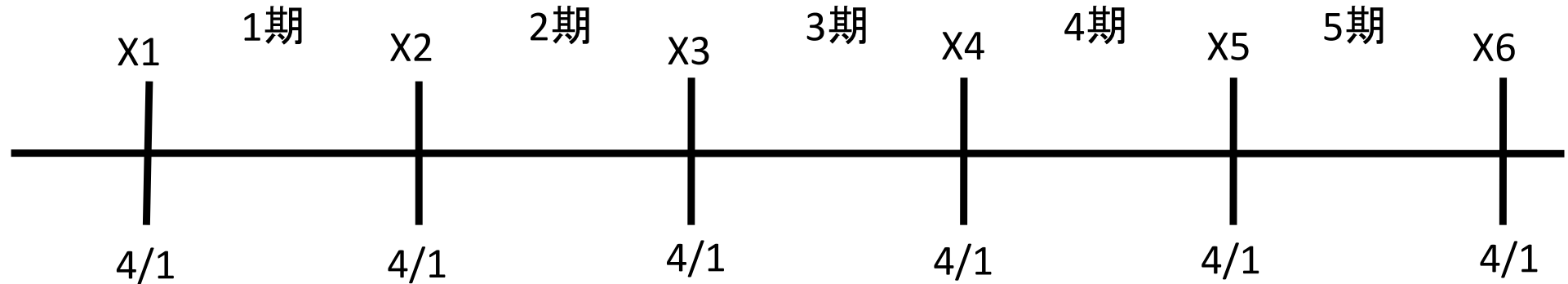
課税事業者



消費税の申告、納税

基準期間における課税売上高

※イメージ



課税 売上高	900万円	1200万円	950万円	1300万円	1400万円
-----------	-------	--------	-------	--------	--------

■ 不動産賃貸業の場合

- ① テナント収入
- ② 居住用賃貸収入
- ③ 駐車場賃貸収入(アスファルト)
- ④ 土地の賃貸収入

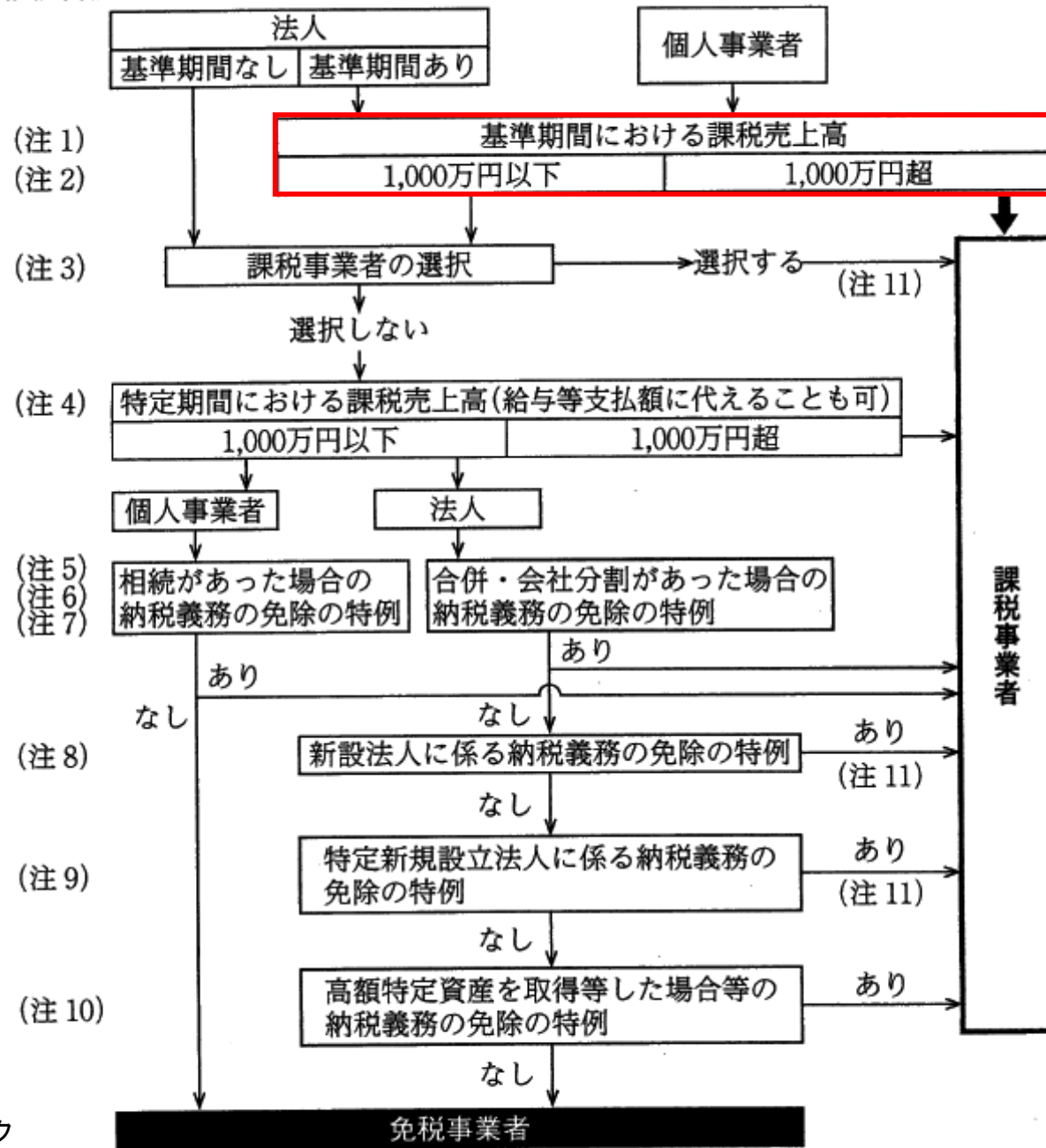
課税事売上高

非課税売上高

課税売上高

非課税売上高

課税事業者の判定

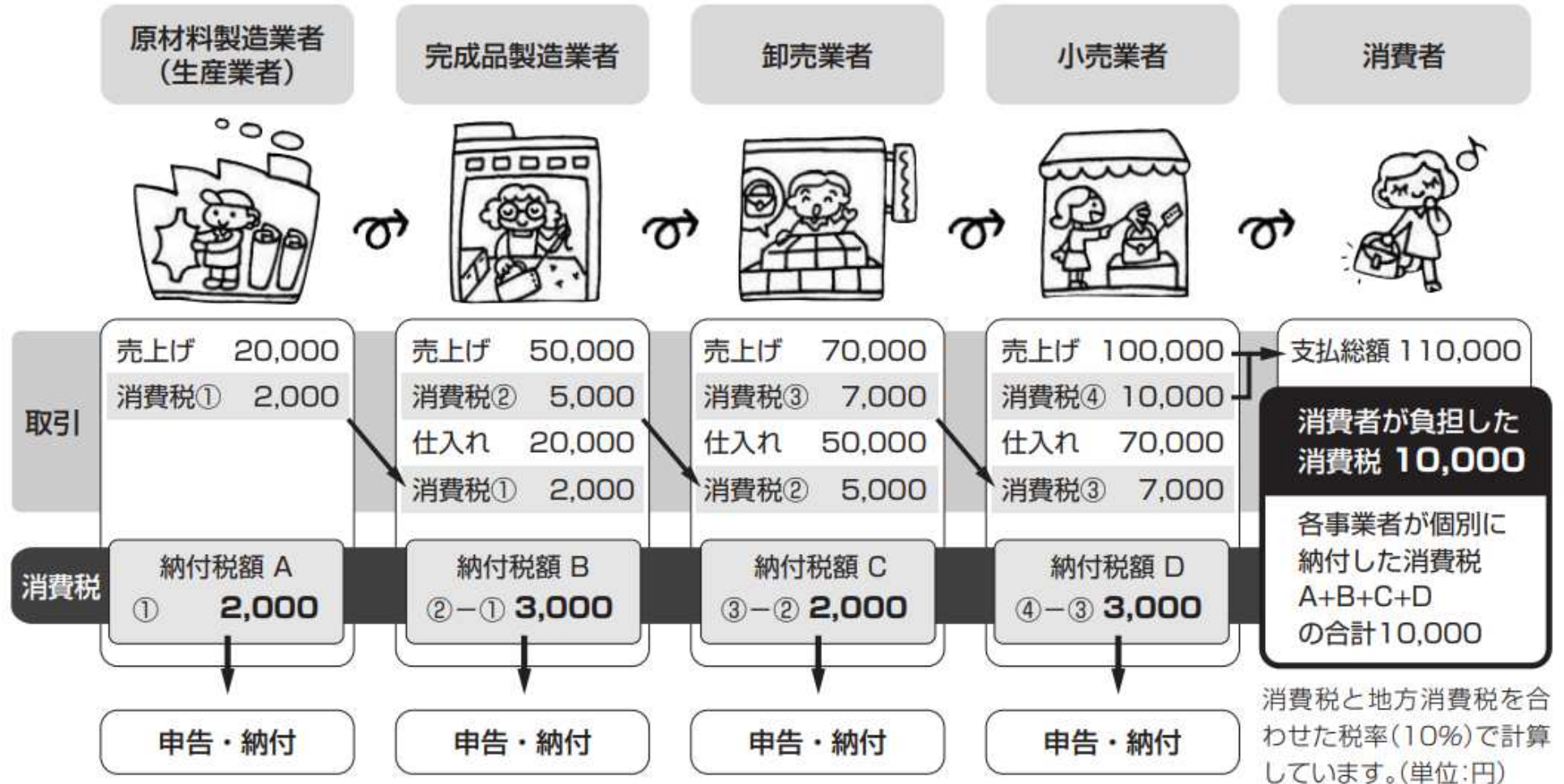


仕入税額控除が認められず還付はありません。

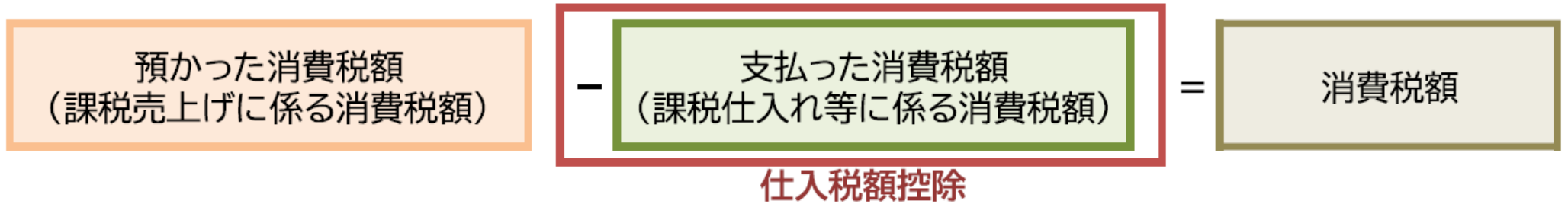
ポイント

1. 消費税の課税事業者と免税事業者
 - ・ 事業者は4パターン
2. 消費税のしくみ
 - ・ 計算の概要
 - ・ 課税事業者と免税事業者のちがい
3. インボイス制度
 - ・ 請求書や領収書のフォーマット変更
 - ・ 売手(請求書を作る)と買手(請求書を貰う)に分けて整理する
 - ・ スケジュール
4. 枝葉論点だけども見逃せない緩和措置
 - ・ 2割特例と簡易課税
 - ・ 中小企業の1万円未満の仕入・経費のインボイスが不要

消費税のしくみ



消費税のしくみ



	対象	売上	費用	利益(儲け)	納付額
課税事業者	本体(税抜き)	2,000	1,600	400	0
	消費税	200	160	0	40

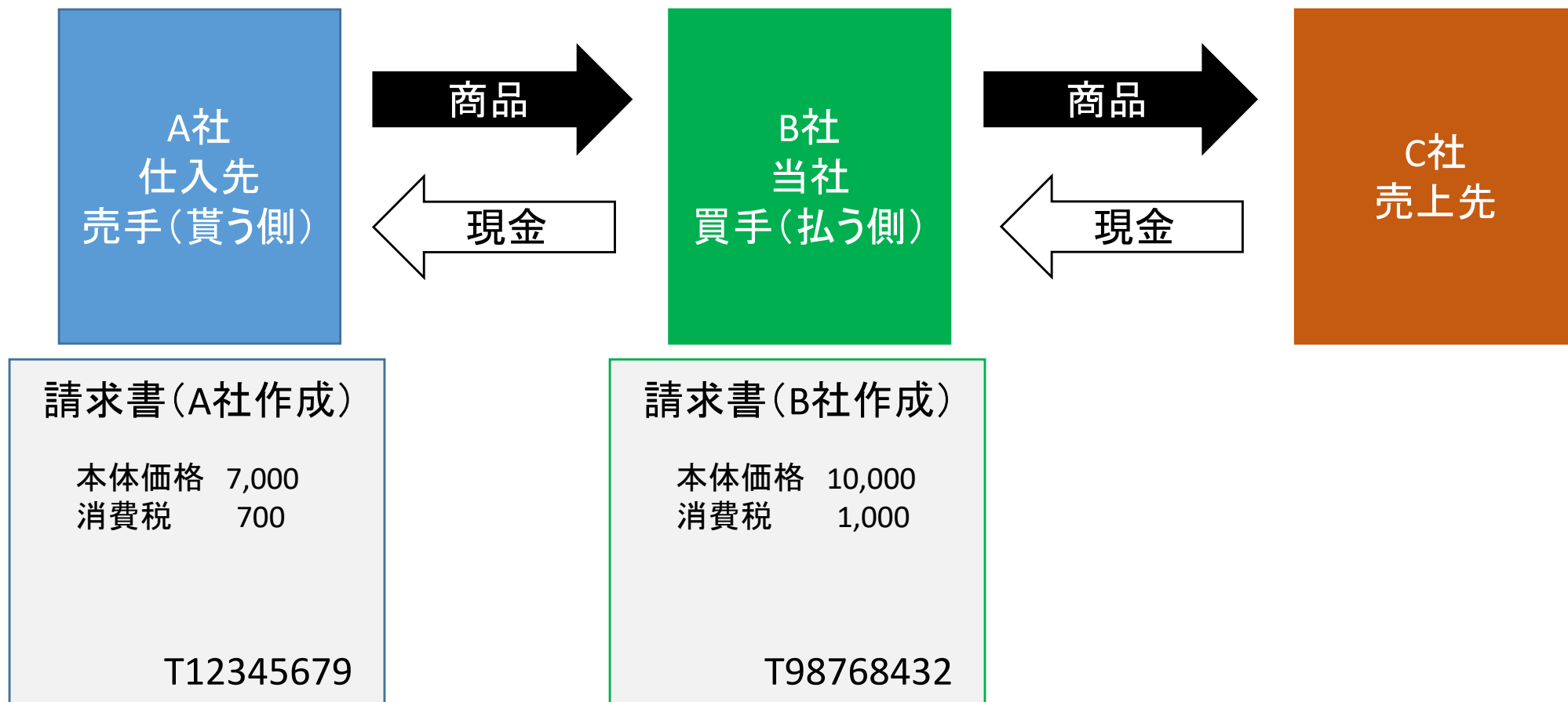
	対象	売上	費用	利益(儲け)	納付額
免税事業者	本体(税抜き)	2,000	1,600	400	0
	消費税	200	160	40	0

- 課税事業者に比べて免税事業者は40も得している(益税)
 → インボイス制度は益税にメスを入れている

ポイント

1. 消費税の課税事業者と免税事業者
 - ・ 事業者は4パターン
2. 消費税のしくみ
 - ・ 計算の概要
 - ・ 課税事業者と免税事業者のちがい
3. **インボイス制度**
 - ・ **請求書や領収書のフォーマット変更**
 - ・ **売手(請求書を作る)と買手(請求書を貰う)に分けて整理する**
 - ・ **スケジュール**
4. 枝葉論点だけど見逃せない緩和措置
 - ・ 2割特例と簡易課税
 - ・ 中小企業の1万円未満の仕入・経費のインボイスが不要

消費税のしくみを買手（払う側）と売手（貰う側）から整理することでインボイス制度を理解する



B社の消費税の納税額

$$1,000 - 700 = 300$$

仕入税額控除は700

A社作成の請求書に登録番号があるから700を控除できる

経過措置期間

○免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の適用関係

期間	免税事業者等からの課税仕入れにつき	
令和5年9月末まで	全額 控除できます	
令和5年10月～令和8年9月末(3年間)	80% 控除できます	経過措置
令和8年10月～令和11年9月末(3年間)	50% 控除できます	
令和11年10月以降	控除できません	

適格請求書の記載事項

請求書			
(株)〇〇販売 御中			
××年10月分			
10/1	商品A	※	6,480 円
10/2	商品B	※ ①	3,240 円
:	:	:	:
10/31	商品X		8,800 円
①	※ 軽減税率対象	合計	109,000 円
		うち消費税額等	9,000 円
	(10%対象 55,000円	うち消費税額等	5,000 円)
	(8%対象 54,000円	うち消費税額等	4,000 円)
②		③	
		△△商事(株)	
④	登録番号	T0001234567890	

軽減税率導入**前**の記載事項(以前の請求書)

+

軽減税率導入**後**の追加事項(区分記載請求書)

- ① 軽減税率の対象品目である旨
- ② 税率ごとに区分して合計した税込対価の額^{※2}

+

新たに追加される事項(適格請求書)

- ③ 税率ごとに区分した消費税額等
- ④ 適格請求書発行事業者の登録番号

^{※2} 適格請求書下での②は「税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率」に改められます。

- 請求書のフォーマットが変更
- 買手側が仕入税額控除を行う為には適格請求書の保存が必要(簡易課税除く)

適格請求書の記載事項

適格簡易請求書の例

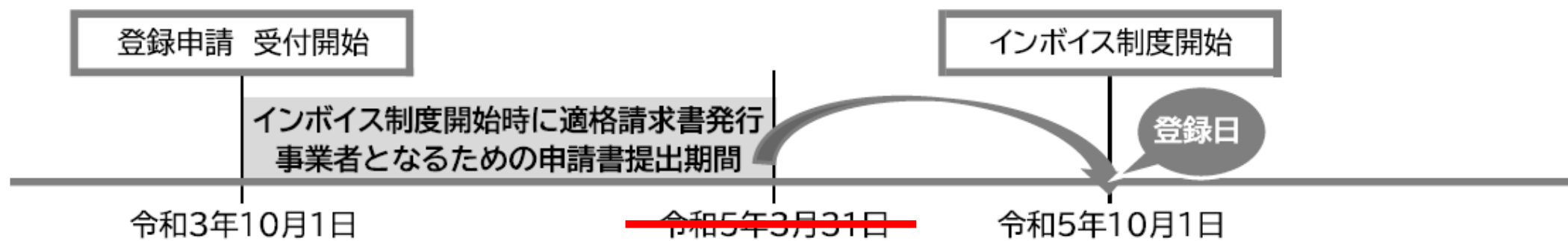
領収書			
①	△△商事(株) 登録番号 T0001234567890		
××年10月8日			
商品A	※	1	108 円
商品B	※	1	324 円
商品C		1	880 円
※ 軽減税率対象		合計	1,312 円
(10%対象	880円	うち消費税額等	80 円)
(8%対象	432円	うち消費税額等	32 円)
②	②		
		お預かり	1,500 円
		お釣り	188 円

小売や飲食店、タクシー等、不特定多数のお客様に対して行う取引では、適格請求書に代えて、左のような「簡易適格請求書」の交付も認められています。

適格請求書との違い:

- ① お客様の氏名又は名称を省略できます
- ② 適用税率又は税率ごとに区分した消費税額等のいずれかを記載すればよいこととなっています(上図のように、両方記載することも可)

制度開始のスケジュール

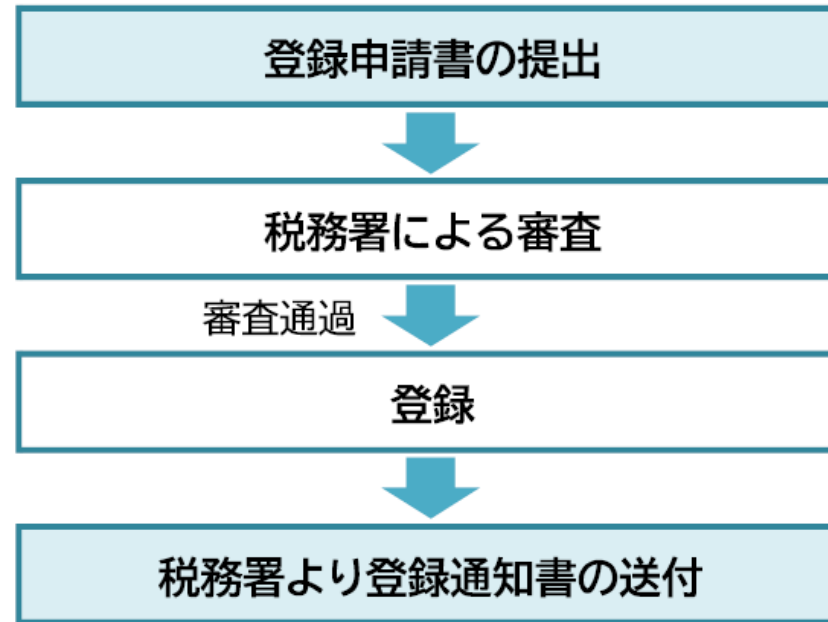


インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、令和5年9月30日までに登録申請を行う必要があります

令和5年8月中に提出しましょう！！

登録申請

登録までの流れ



- 登録通知書はどのくらいで届くのか
 - ・ e-Tax提出の場合 約2週間
 - ・ 書面提出の場合 約1か月
- 登録を受けた事業者の情報はネットで公開される
- 詳細は国税庁の申請手続きを参照

ポイント

1. 消費税の課税事業者と免税事業者
 - ・ 事業者は4パターン
2. 消費税のしくみ
 - ・ 計算の概要
 - ・ 課税事業者と免税事業者のちがい
3. インボイス制度
 - ・ 請求書や領収書のフォーマット変更
 - ・ 売手(請求書を作る)と買手(請求書を貰う)に分けて整理する
 - ・ スケジュール
4. 枝葉論点だけど見逃せない緩和措置
 - ・ 2割特例と簡易課税
 - ・ 中小企業の1万円未満の仕入・経費のインボイスが不要

簡易課税と2割特例

※イメージ 建設業の場合(主要な建設資材を自己調達して行う場合:第3種)

	対象	売上 預り消費税	費用 支払った消費税	利益	納付額
事業者	本体(税抜き)	2,000	1000	1,000	0
	消費税	200	100	0	100

		預り消費税	仕入税額控除		納付額
①	原則課税	200	100		100
②	簡易課税	200	140	$200 \times 70\%$	60
③	2割特例	200	160	$200 \times 80\%$	40

上記の場合は、2割特例を活用すると納付額が1番少ない
実務上は税理士に判断を任せることになる

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

※ 2割特例は現免税事業者が対象の3年間の緩和措置

中小企業の1万円未満の 仕入・経費のインボイスが不要 <少額特例>

【見直し案】

基準期間(前々年・前々事業年度)における課税売上高が1億円以下である事業者については
インボイス制度の施行から6年間
1万円未満の課税仕入れについて
インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする

※

なお基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても
前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が
5,000万円以下である場合は特例の対象とする

インボイスの影響

預かった消費税額
(課税売上げに係る消費税額)

− 支払った消費税額
(課税仕入れ等に係る消費税額)

= 消費税額

仕入税額控除

① 請求書や領収書のフォーマットが変わる

② 登録番号が無い請求書や領収書を貰っても仕入税額控除ができなくなる

だから

■ 買手(払う側)は売手(貰う側)に課税事業者(適格請求発行事業者)になってほしい

■ 売手は課税事業者(適格請求発行事業者)になるべきなのか?と考える

請求書

(株)〇〇販売 御中

××年10月分

10/1 商品A ※ 6,480 円
10/2 商品B ※ ① 3,240 円

⋮ ⋮

10/31 商品X 8,800 円

① ※ 軽減税率対象 合計 109,000 円
うち消費税額等 9,000 円

(10%対象 55,000円) うち消費税額等 5,000 円)
(8%対象 54,000円) うち消費税額等 4,000 円)

②

③

△△商事(株)

④ 登録番号 T0001234567890

インボイス制度は令和5年10月1日から開始

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は令和5年9月30日までに登録申請を行う必要がある⇒8月中がおすすめ

売手（貰う側）としての影響

インボイス発行事業者として課税事業者なるべきか、免税事業者のままなのか。

■ 免税事業者でいることのメリットは？

- ① 経理処理が簡単
- ② 申告の手間やコスト負担、納税のための資金繰りの心配は引き続きいない
- ③ 益税の恩恵

■ 免税事業者でいることのデメリットは？

- ① 現状の取引を維持できない可能性がある
- ② 課税事業者になるように催促される
- ③ 値下げを要求される
- ④ 免税事業者であることが相手に伝わってしまう

Fin.

ご清聴ありがとうございました